

施設園芸燃料価格高騰対策支援事業実施要領

徳島県農業協同組合中央会

令和7年3月28日

(目的)

第1条 世界情勢を背景に燃料価格が高騰・高止まりする中、施設園芸栽培では経営費に占める燃料費割合が高いことから、農業者の経営への影響が危惧される。そこで、農業者の経営安定はもとより、施設園芸産地の維持・発展を図るため、燃料（A重油、灯油、LPガス）を使用し、省エネ技術に取り組む県内の農業者に対して、高騰する燃料購入費の緊急的な支援を行い、省エネで持続可能な産地育成を推進する。

(支援金の支援対象者等)

第2条 支援対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 徳島県内で施設園芸を営む農業者又は法人であって、国の令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット制度」という。）へ加入し、燃料価格高騰に対応した積立コースを選択していること。

(2) 燃料使用量を15%以上削減する省エネルギー等対策推進計画を実践すること。

2 支援対象の燃料は、園芸施設の加温に供するため、令和6年12月から令和7年3月まで（以下「対象期間」という。）に購入したA重油、灯油及びLPガスとする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

対象燃料	指標	単位
A重油	農業物価統計調査	円/リットル
灯油	A重油価格×1.06	円/リットル
LPガス	卸売価格 (日本LPガス協会調査)	円/キログラム

(支援金)

第3条 支援金の交付は、対象期間中の各月ごとに、当該月の燃料価格（第2条で定める指標）が、基準価格（過去7年間の加温期間（11月から翌4月）の燃料価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格）を超えた場合に行うものとする。

2 燃料の単位数量当たりの支援金額（以下「支援金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とする。

(A重油、灯油)

支援金単価（円/リットル）（小数点第2位切捨）＝
支援対象単価（当該月の燃料価格（円/リットル）－基準価格（円/リットル））×1/6 以内

(LPガス)

支援金単価（円/キログラム）（小数点第2位切捨）＝
支援対象単価（当該月の燃料価格（円/キログラム）－基準価格（円/キログラム））×1/6 以内

3 支援対象となる燃料数量は、支援対象者が施設園芸の加温に供するために当該月に支援対象者自身が購入したA重油、灯油及びLPガスの数量（以下「燃料数量」という。）とする。ただし、納品書、請求書及び領収書等により、支援対象者が購入したことを確認できるものに限る。なお、納品書等においてLPガスの単位が立方メートルで記載されている場合は、次に掲げる算式に基づき、キログラムに換算し、小数点第1位を四捨五入すること。

購入数量（キログラム）＝購入数量（立方メートル）×2.183

4 各月ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により、A重油、灯油及びLPガスごとに算出された額を限度とする。

当該月支援金交付額（円）（1円未満切捨）＝支援金単価×対象となる燃料数量

（支援金の申請）

第4条 支援対象者は支援金交付申請書等（参考様式）を作成し、徳島県農業協同組合中央会代表理事会長（以下「会長」という。）が別に定める申請受付期間に徳島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）に提出しなければならない。なお、農業協同組合（以下「取りまとめ者」という。）が支援対象者を取りまとめて、中央会に申請できるものとする。

（支援金の支出）

第5条 中央会は前条の規定により提出された申請書類を受理したときは、速やかにその内容を確認し、要件を満たしていると認められるものについて支援金を支出するとともに、申請者へ支払通知書を送付するものとする。

第6条

取りまとめ者は、中央会から支援金を受け取ったときは、速やかに支援対象者に支援金を支出するとともに、支出が確認できる書類を中央会へ提出するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年3月28日から適用する。